

ダウンロード帳票の読取不可を防ぐために

免許申請書など機械で読み取る OCIR 帳票を正しく作成するには
3 か所の （一辺が 3 ミリの黒色正方形マーク）にご注目ください！

正しく印刷した場合、

申請書左上の は紙の上端から 4 ミリ、左端から 8 ミリ、

申請書右上の は紙の上端から 4 ミリ、右端から 4 ミリ、

申請書左下の は紙の下端から 4 ミリ、左端から 8 ミリ、

となっているはずですので、申請書記入前にご確認下さい。

もしも、厚生労働省ホームページの指示どおり「実際のサイズ」で印刷設定しても三つの がこの位置よりも紙の内側に来てしまう場合は、機械で読み取れず不備返戻になる恐れがありますので、最寄りの労働局・労働基準監督署で申請書用紙を入手されることをお勧めします。

また、申請に使う申請書様式は、位置ずれによる読取不可を防ぐためコピー機での擦り増しはしないで下さい。

労働者死傷病報告（休業 4 日以上用）や健康診断結果報告書も同様です。

